

連絡先
中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 小笠原、森
TEL 052-952-8036

タクシー登録運転者の行政処分等について（29年度分）

平成29年度における「タクシー業務適正化特別措置法」に基づく、登録運転者の行政処分等について、下記のとおりお知らせします。

中部運輸局は、輸送の安全及び利用者利便の確保を図るため、「タクシー業務適正化特別措置法」に基づき「単位地域」を指定し、各県（愛知県においては県下を2地域に分割指定）において、「タクシー運転者登録制度」を導入しています。

単位地域内のタクシーに乗務するためには、運転者登録を受ける必要があり、登録要件として法令・安全・接遇・地理に関する講習の受講を義務づけています。

なお、悪質な法令違反や重大事故を惹起した登録運転者に対しては、登録取消等の行政処分を行うなど、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図っています。

記

【行政処分等の概要】

警告処分・・・ 29年度 33件 （28年度 41件）

取消処分・・・ 29年度 0件 （28年度 5件）

※1 行政処分等の詳細については別紙1を参照

※2 タクシー運転者登録制度については別紙2を参照

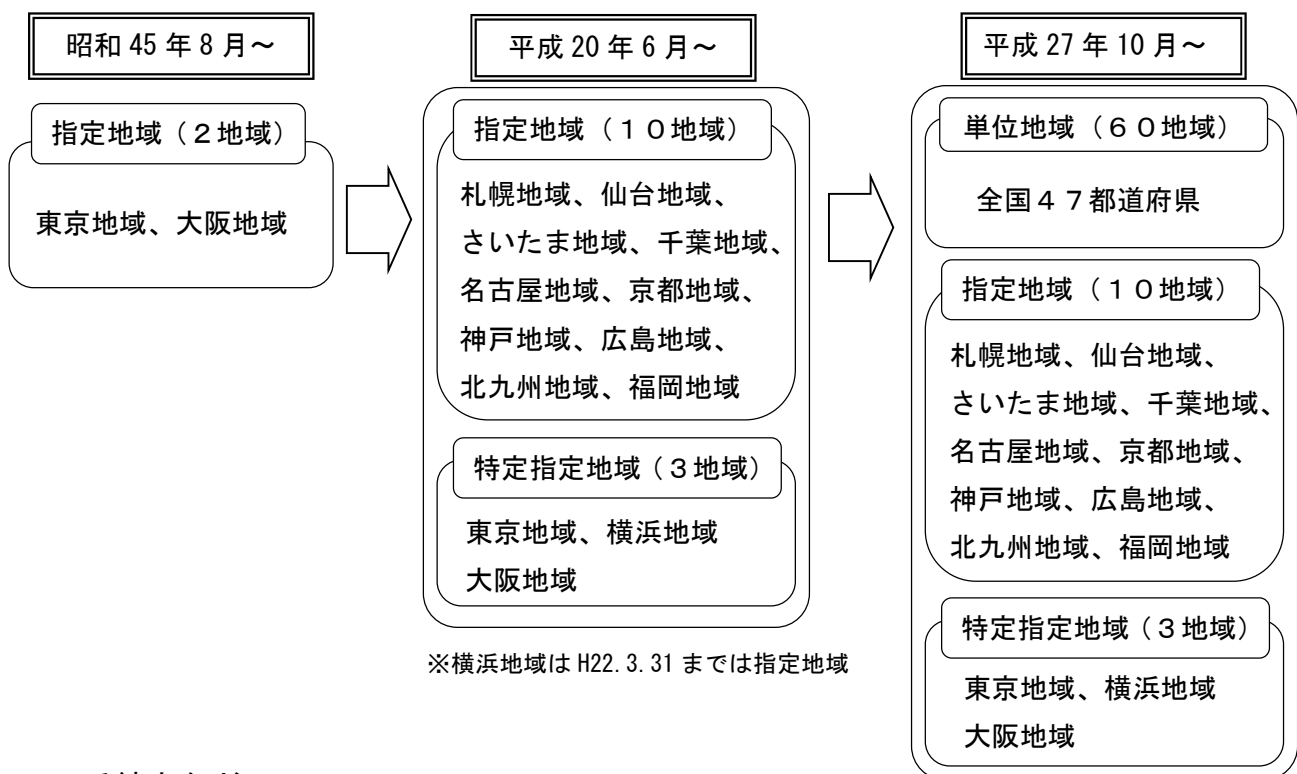
運転者登録制度について

1. 制度の趣旨

流し営業が中心の地域におけるタクシー事業の輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー業務適正化特別措置法を一部改正（平成 20 年 6 月 14 日施行）し、同法の指定地域について、利用者利便の確保に加えて輸送の安全を確保するためのものに改め、新たな指定地域において、地方運輸局長が認定する講習の修了を要件とするタクシー運転者登録制度を導入した。

平成 25 年 11 月のタクシー業務適正化特別措置法の改正により、平成 27 年 10 月からタクシー運転者登録制度を全国に拡大し、単位地域・指定地域・特定指定地域の地域区分に応じた講習・試験等を実施している。

2. 単位地域等の変遷及び状況



3. 手続きなど

- 単位地域内の営業所に配置するタクシーに乗務する運転者は、運転者登録を受けなければタクシーに乗務できない。また、乗務する際には、タクシー車内に運転者証を掲示することが必要。
- 運転者登録を受けるためには、運輸局長が認定する講習（法令、安全、接遇及び地理）の受講・修了が必要。指定地域・特定指定地域においては、加えて試験の合格が必要。

4. 運転者の登録取消処分（行政処分）など

- 悪質な法令違反や重大事故惹起などの場合、運転者の登録を取り消し。
※ 登録を取り消された場合には、タクシーに乗務できなくなる。
※ 取消処分の際、再び登録を受けることができない期間（再登録禁止期間＝最長 2 年）を決定。
- その他の法令違反には点数を付与し、3 年以内の累計点数が 7 点に達した場合は講習の受講命令。
※ 運転者が命令講習を受講しない場合は、登録取消処分となる。